

リスク管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山口県サッカー協会（以下「本協会」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程におけるリスクとは、本協会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる危険を指すものとし、次の事象等をいう。

- (1) 信用のリスク：不全な公益活動や欠陥のある情報の提供によるイメージ低下
- (2) 財務的なリスク：収入の減少や財政の悪化
- (3) 人的リスク：本協会役員及び職員の不正、役員間の内紛及び代表者の承継問題等
- (4) 事故災害リスク：自然災害、事故、ウイルス感染症等の発生等
- (5) 外的リスク：外部からの危機及び反社会勢力からの不法な攻撃等
- (6) その他前各号に準ずる事案の発生

(適用範囲)

第3条 本規程は、本協会の役員及び職員に適用する。

- 2 役員とは、本協会定款第12条に規定する理事・監事、本協会が設置する各種専門委員会委員をいう。
- 3 職員とは本協会定款第42条に規定する事務局職員をいう。

(役員及び職員の責務)

第4条 役員及び職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び協会の定める規程等を遵守しなければならない。

- 2 役員及び職員は、業務の遂行に当たってリスクの発生を予見し、適切に評価するとともに、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講じなければならない。

(具体的リスクへの対応)

第5条 具体的リスクが発生した場合は、役員及び職員は一体となってその内容、影響、対応策について把握、評価し、必要な初期対応策、再発防止策を協議し実行に移すこととする。

- 2 発生したリスクについてはその内容、程度に応じ、理事会で審議するものとする。

(理事会の役割)

第6条 理事会は常に本協会を俯瞰し、リスク管理に関し必要な事項を審議・検討する。

2 リスク管理担当役員は、前条のリスク管理に関し、必要な事項を理事会に附議する。

3 リスク管理担当役員は業務執行理事とし、専務理事及び事務局長が事務を司る。

附則

本規程は、2021年11月11日から施行する。

一般社団法人山口県サッカー協会